

長野市男女共同参画審議会の概要について

1 長野市男女共同参画審議会の目的

【長野市男女共同参画推進条例】

第 24 条 男女共同参画を推進する上で必要な事項を審議するため、長野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査及び審議するほか、必要に応じて男女共同参画の推進に関する総合的施策及び重要事項に関し調査し、及び市長に意見を述べることができる。

2 審議会の構成

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 第 12 期審議会委員

- (1) 委員数 17 名 [内訳] 女性 9 名 (52.9%)、男性 8 名 (47.1%)
- (2) 任期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間
- (3) 報酬 7,000 円 (所得税込み)
- (4) 審議会回数 年 2 ～ 3 回程度

4 今後の主な審議事項

(1) 第五次長野市男女共同参画基本計画の進捗管理

(2) 第六次長野市男女共同参画基本計画の策定

(計画期間 令和 9 (2027) 年度～令和 13 (2031) 年度)